

奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第28号

奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例（令和7年2月条例第32号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、奈良県広域水道企業団の企業職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に限る。）の給与（退職手当を除く。以下同じ。）、費用弁償及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる者をいう。
- (2) 第2号会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる者をいう。
- (3) 報酬基礎月額 第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるものとした場合に条例第30条第2項の規定により決定される給料の月額をいう。

(第1号会計年度任用職員の在宅勤務等手当に相当する報酬の額)

第3条 条例第29条第2項に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬の額は、条例第2条に規定する職員（以下「職員」という。）の例により算定した額（報酬基礎額を日額又は時間額で算定する者にあつては、その額を21で除して得た額。その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(第1号会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬の額)

第4条 条例第29条第2項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の額は、職員の例により算定した額とする。

(第1号会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬の額)

第5条 条例第29条第2項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬の額は、

条例第27条に規定する職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の例により算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第1号会計年度任用職員が法第38条第1項ただし書の規定により営利企業に従事等する場合の時間外勤務手当に相当する報酬の額は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第38条第1項の規定により通算した労働時間について定年前再任用短時間勤務職員の例により算定した額（当該第1号会計年度任用職員に割り振られた正規の勤務時間及び正規の勤務時間を超えて勤務した時間以外の労働時間について算定した額を除く。）とする。

（第1号会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬の額）

第6条 条例第29条第2項に規定する宿日直手当に相当する報酬の額は、職員の例により算定した額とする。

（第1号会計年度任用職員の夜間勤務手当に相当する報酬の額）

第7条 条例第29条第2項に規定する夜間勤務手当に相当する報酬の額は、職員の例により算定した額とする。

（第1号会計年度任用職員の休日勤務手当に相当する報酬の額）

第8条 条例第29条第2項に規定する休日勤務手当に相当する報酬は、報酬基礎額を月額で算定する者に支給し、その額は職員の例により算定した額とする。

（第1号会計年度任用職員の報酬基礎額）

第9条 条例第29条第3項に規定する報酬基礎額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 報酬基礎額を日額で算定する者 次に掲げる額を合算した額

ア 報酬基礎月額を21で除して得た額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間の時間数を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額（以下「日額基本報酬」という。）

イ 日額基本報酬の額に地域手当支給割合を乗じて得た額

ウ 当該第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるものとした場合に支給される初任給調整手当の額（以下「初任給調整手当基礎月額」という。）を21で除して得た額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間の時間数を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額

(2) 報酬基礎額を時間額で算定する者 次に掲げる額を合算した額

ア 報酬基礎月額を162.75で除して得た額（以下「時間額基本報酬」という。）

イ 時間額基本報酬の額に地域手当支給割合を乗じて得た額

ウ 初任給調整手当基礎月額を162.75で除して得た額

(3) 報酬基礎額を月額で算定する者 次に掲げる額を合算した額

ア 報酬基礎月額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間の時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（以下「月額基本報酬」という。）

イ 月額基本報酬の額に地域手当支給割合を乗じて得た額

ウ 初任給調整手当基礎月額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間の時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額

(第1号会計年度任用職員の報酬の支給日)

第10条 条例第29条第4項に規定する企業長が定める日は、同項に規定する期間の属する月の翌月の21日とする。ただし、その日が奈良県広域水道企業団就業規則（令和7年3月企業管理規程第10号。以下「就業規則」という。）第10条に規定する祝日法による休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

2 企業長は、特別の必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に支給日を定めることができる。

(第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第11条 報酬基礎額を日額又は時間額で算定する者に対する条例第29条第7項に規定する費用弁償は、1月を単位として支給するものとし、その額については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする者（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる者を除く。） その者が利用する交通機関等に係る1月の通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）の価額又はその者の支給対象月における通勤回数分（当該月において年次有給休暇を取得した日は、通勤したものとみなして通勤回数に加算する。）の回数乗車券等の運賃等の額のいずれか低い額

(2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車で、同法第3条に規定する自動二輪車以外の

ものをいう。以下同じ。)又は自転車等(自転車並びに自動二輪車、原動機付自転車及びその他の原動機付の交通用具をいう。以下同じ。)を使用することを常例とする者(自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であって自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる者を除く。) 職員の通勤手当の例により算定した額を21で除して得た額に支給対象月における勤務日の日数(当該月において年次有給休暇を取得した日は、通勤したものとみなして日数に加算し、21を超える場合は21とする。以下この条において同じ。)を乗じて得た額

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車又は自転車等を使用することを常例とする者(交通機関等を利用し、又は自動車若しくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。) 前2号に掲げる額の合計額

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、1週間当たりの勤務日の日数が1日を超えない者その他の特別の事情により前項の規定によることが著しく不相当であると認める者に対しては、奈良県広域水道企業団職員の旅費に関する規程(令和7年3月企業管理規程第30号)に規定する旅費の例により費用弁償を支給することができる。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる者のうち、自動車の駐車のための施設を併せて利用し、その利用料金を負担することを常例とするものには、職員の通勤手当の例により算定した額を21で除して得た額に、支給対象月における勤務日の日数を乗じて得た額を支給するものとする。ただし、その額が3,000円を超えるときは、3,000円とする。

4 第1項第1号又は第3号に掲げる者のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である者で、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものには、職員の通勤手当の例により算定した額を21で除して得た額に、支給対象月における勤務日の日数を乗じて得た額を支給するものとする。

5 第1項第1号及び第2号、第3項並びに第4項に定める額の合計額が150,000円を超える者の費用弁償の額は、第1項及び第4項の規定にかかわらず、150,000円とする。

6 費用弁償の支給は、第1項に規定する者が新たに同項各号に掲げる者の要

件を具備するに至った場合においてはその事実の生じた日から開始し、費用弁償を支給されている者が離職し、死亡し、又は同項各号に掲げる者の要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日をもって終わる。ただし、費用弁償の支給の開始については、その通勤の実情に係る届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日から行うものとする。

7 通勤の経路又は方法を変更すべき事実が生じたことにより費用弁償の額を変更する場合は、その事実の生じた日から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、当該事実の発生により費用弁償の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

8 報酬基礎額を月額で算定する者に対する費用弁償の額については、定年前再任用短時間勤務職員の例による。

9 費用弁償の支給日は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 報酬基礎額を日額又は時間額で算定する者 前条に規定する報酬の支給日

(2) 報酬基礎額を月額で算定する者 条例第29条第4項の規定によりその例によることとされる奈良県広域水道企業団職員の給料等の支給に関する規程（令和7年3月企業管理規程第18号）第2条に規定する支給日

9 前各項に定めるもののほか、第1号会計年度任用職員に対する費用弁償の支給については、第2号会計年度任用職員に対する通勤手当の支給の例による。

（第1号会計年度任用職員の期末手当）

第12条 条例第29条第5項に規定する期末手当の額は、期末手当基礎額に同項に定める割合を乗じて得た額に、基準日（6月1日及び12月1日をいう。以下同じ。）以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 3月未満 100分の30

2 前項に規定する在職期間は、職員及び会計年度任用職員として在職した期間とする。ただし、第1号会計年度任用職員としての在職期間は、勤務時間が、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分以上と定められた期間のものに限る。

- 3 前項の在職期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
 - (1) 法第28条第2項の規定により休職にされていた期間（奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和7年3月企業管理規程第17号。以下「給与規程」という。）第32条第1項の規定により休職にされていた期間を除く。第16条第2項第1号において同じ。）については、その2分の1の期間
 - (2) 法第29条第1項の規定により停職にされていた期間については、その全期間
 - (3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間については、その全期間
 - (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業（次に掲げるものを除く。）をしている者として在職した期間については、その2分の1の期間
 - ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（令和7年2月条例第25号。以下「育児休業条例」という。）第7条に規定する期間内にある育児休業であって、承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下であるもの
 - イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第7条に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下であるもの
- 4 第1項に規定する期末手当基礎額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 報酬基礎額を日額又は時間額で算定する者 基準日における報酬基礎月額と報酬基礎月額に地域手当支給割合を乗じて得た額を合算した額に、当該第1号会計年度任用職員について4週間を超えない期間につき定められた1週間当たりの勤務時間の時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額
 - (2) 報酬基礎額を月額で算定する者 基準日における月額基本報酬の額と月額基本報酬に地域手当支給割合を乗じて得た額を合算した額
- 5 任命権者は、職務の特殊性により前項（第27条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により難いと認める場合は、任用期間（基準

日以前6月以内の期間に限る。)における基本報酬(日額基本報酬又は時間額基本報酬をいう。)の額と基本報酬に地域手当支給割合を乗じて得た額を合算した額を月額に換算した額を第1項に規定する期末手当基礎額とすることができる。

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第13条 条例第29条第5項に規定する勤勉手当の額は、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じ、勤勉手当基礎額に次条で定める支給割合を乗じて得た額とする。

2 前項の勤勉手当基礎額については、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

(勤勉手当の支給割合)

第14条 前条第1項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定するその者の勤務期間による割合(同条において「期間率」という。)に第17条に規定するその者の勤務成績による割合(同条において「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第15条 期間率は、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、奈良県広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(令和7年3月企業管理規程第26号)別表第2に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第16条 前条の勤務期間については、第12条第2項(第28条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第22条第2項において同じ。)の規定を準用する。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 法第28条第2項の規定により休職にされていた期間

(2) 法第29条第1項の規定により停職にされていた期間

(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)

第6条第1項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

(4) 育児休業法第2条の規定により育児休業(第12条第3項第4号ア及びイに規定するものを除く。第23条第2項第5号において同じ。)をしている者として在職した期間

(5) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(6) 条例第31条の規定により給与額を減額された期間(企業長が別に定め

る休暇の期間を除く。第23条第2項第7号において同じ。)

(7) 就業規則第15条第1項の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等（就業規則第3条第1項に規定する週休日、同規則第8条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超過勤務代休時間を指定された日並びに就業規則第10条に規定する祝日法による休日（就業規則第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）及び就業規則第10条に規定する年末年始の休日（就業規則第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）をいう。以下同じ。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(8) 就業規則第16条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

3 前項第1号の期間は、休職（公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）に起因する負傷又は疾病の場合を除く。）に引き続き結核による休職者となった者で、当該休職の期間が基準日以前6月の全期間にわたる場合における当該休職の期間以外の公務傷病等による休職者であった期間を除くものとする。

（勤勉手当の成績率）

第17条 成績率は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1) 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語が上位（全体評語の段階が中位より上であることをいう。）

又は中位の段階である者 100分の105

(2) 直近の業績評価の結果がない者（次号の懲戒処分を受けた者を除く。）

100分の105

(3) 直近の業績評価の全体評語が下位（全体評語の段階が中位より下であることをいう。以下同じ。）の段階である者及び基準日以前6月以内の期間において懲戒処分を受けた者 100分の97.5以下

2 前項の成績率は、直近の業績評価の全体評語について、その者より上位である者（人事評価に係る最終の評価者が成績率を定めようとする者と同一である者に限る。）の成績率を超えてはならない。

3 第1項の場合において、直近の業績評価の全体評語が下位の段階である者

のうち当該全体評語が同じ段階であるものの成績率を定めるときは、その者の直近の業績評価の全体評語が付された理由、個別評語及び当該個別評語が付された理由その他参考となる事項を考慮するものとする。

第18条 条例第29条第6項に規定する企業長が定めるものは、次に掲げる者のうち、基準日における勤務時間が、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分以上と定められた者とする。

- (1) 基準日における当該第1号会計年度任用職員の任期と引き続く以前の会計年度任用職員の任期（第1号会計年度任用職員にあつては、勤務時間が、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分以上と定められた任期に限る。）の合計が6月以上となる者
- (2) 職員から引き続いて第1号会計年度任用職員となった者であつて、職員として在職した期間と基準日における当該第1号会計年度任用職員の任期の合計が6月以上となる者

第19条 第12条から前条までに定めるもののほか、第1号会計年度任用職員に係る期末手当及び勤勉手当については、第2号会計年度任用職員の例による。

（第2号会計年度任用職員の給与）

第20条 条例第30条第2項の企業長が定める基準は、別表第1の業務類型欄及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級及び号給を基礎として、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（令和7年3月企業管理規程第19号）第3条から第12条までに規定するところによるものとする。ただし、同表の上限欄の職務の級及び号給を超えて決定することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の業務類型欄に掲げる職務に従事する第2号会計年度任用職員の給料月額、同欄に掲げる職務の区分に応じ、それぞれ当該給料月額欄に定める額とする。ただし、同表の上限欄の額を超えることはできない。

第21条 条例第30条第3項に規定する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給額については、職員の例による。

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

第22条 条例第30条第3項に規定する期末手当の額は、職員の例により算定した期末手当基礎額に給与規程第23条第1項に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 3月未満 100分の30

2 前項に規定する在職期間については、第12条第2項及び第3項の規定を準用する。

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条 条例第30条第3項に規定する勤勉手当の額は、職員の例により算定した勤勉手当基礎額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間による割合（第3項において「期間率」という。）及び勤務成績による割合（第3項において「成績率」という。）を乗じて得た額とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 法第28条第2項の規定により休職にされていた期間

(2) 法第29条第1項の規定により停職にされていた期間

(3) 法第38条の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与額を減額された期間

(4) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）

第6条第1項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

(5) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている者として在職した期間

(6) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(7) 条例第31条の規定により給与額を減額された期間

(8) 就業規則第15条第1項の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(9) 就業規則第16条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

3 期間率及び成績率については、第15条から第17条まで（第16条第2項を除く。）の規定を準用する。

第24条 条例第30条第4項に規定する企業長が定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 基準日における当該第2号会計年度任用職員の任期と引き続く以前の会計年度任用職員の任期（第1号会計年度任用職員にあっては、勤務時間が、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分以上と定められた任期に限る。）の合計が6月以上となる者

(2) 職員から引き続いて第2号会計年度任用職員となった者であって、職員

として在職した期間と基準日における当該第2号会計年度任用職員の任期の合計が6月以上となる者

第25条 前3条に定めるもののほか、第2号会計年度任用職員に係る期末手当及び勤勉手当については、職員の例による。

(会計年度任用職員の給与の減額)

第26条 第1号会計年度任用職員の給与の減額については、次に定めるところによる。

(1) 報酬基礎額を日額で算定する者がその者について定められた1日当たりの勤務時間中の一部を勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、次条第1項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬を職員の例により減額する。

(2) 報酬基礎額を月額で算定する者がその者について定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、次条第1項第3号に規定する勤務1時間当たりの報酬を職員の例により減額する。

2 第2号会計年度任用職員の給与の減額については、職員の例による。

(会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第27条 第1号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 報酬基礎額を日額で算定する者 第9条第1号の報酬基礎額を当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間の時間数で除して得た額

(2) 報酬基礎額を時間額で算定する者 第9条第2号の報酬基礎額

(3) 報酬基礎額を月額で算定する者 第9条第3号の報酬基礎額に12を乗じて得た額を、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間の時間数に52を乗じた数から当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間の時間数に当該年度における休日（土曜日に当たる日を除く。）及び就業規則第10条に規定する年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の日数を乗じて得た数を減じた数で除して得た額

2 第2号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、職員の例により算定した額とする。

(勤務時間に変動がある者に関する特例)

第28条 勤務時間に変動があること等により、4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間を算定し難い者に対する第12条第2項及び第4項

第1号、第18条並びに第24条第1号の規定の適用については、第12条第2項、第18条及び第24条第1号中「勤務時間が、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分以上と定められた」とあるのは「任用期間において定められた勤務時間の合計時間数を当該任用期間の週数で除して得た時間数が15時間30分以上である」と、第12条第4項第1号中「4週間を超えない期間につき定められた1週間当たりの勤務時間の時間数」とあるのは「任用期間において定められた勤務時間の合計時間数を当該任用期間の週数で除して得た時間数（当該数値に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）」とする。

（休職者の給与）

第29条 給与規程第34条第1項及び第5項の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「前各項」とあるのは、「第1項」と読み替えるものとする。

（旅費）

第30条 会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、常勤の職員の例により旅費を支給する。

（その他）

第31条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第20条関係）

業務類型	基準となる職務等	学歴免許等	初任給	上限
補助事務	職員の事務の補佐又はこれに類する職務	高校卒	1級5号給	1級5号給
一般事務	補助事務又は専門事務に属さない職務	高校卒	1級5号給	1級25号給
専門事務	専門的な資格、業務経験等を要する職務	高校卒	1級5号給	1級37号給

別表第2（第20条関係）

業務類型	給料月額	上限
宿直業務	194,100円	194,100円
用務業務	185,700円	199,000円

